

平成 30 年度 第 5 回定例(8 月)教育委員会議 会議録

平成 30 年度第 5 回定例教育委員会議が、平成 30 年 8 月 23 日(木)午後 2 時 00 分に教育長室に招集された。

議 事 日 程

- 第 1 開 会 午後 2 時 00 分開会
- 第 2 教育長挨拶
- 第 3 平成 30 年度第 4 回議事録の承認 承認
- 第 4 教育長活動報告(別紙資料)
- 第 5 審議事項
- 審議 1 第 3 回定例議会(9 月)上程案件について
 - ・猿払村奨学資金貸付基金条例の制定について
 - ・平成 30 年度猿払村一般会計補正予算(教育委員会関係)について. 承認
 - 審議 2 猿払村スクールバス運行管理規則の一部を改正する規則の制定について 承認
 - 審議 3 平成 31 年度使用中学校用「特別の教科 道徳」教科用図書及び「特別の教科道徳」以外の小学校用教科用図書の採択について 承認
 - 審議 4 平成 30 年度全国学力学習状況調査「北海道版結果報告書」への市町村別結果の掲載に係る同意について 承認
 - 審議 5 区域外就学願いの承諾について 承認
- 第 6 報告事項
- 報告 1 教育委員会職員人事について 了承
 - 報告 2 猿払村スクールバス混乗事業に関する取扱要綱について 了承
 - 報告 3 第 2 回臨時議会の結果について 了承
 - 報告 4 平成 29 年度の猿払村教育委員会事務事業の点検及び評価について 了承
 - 報告 5 オジョールスキイ村学童交流事業の終了について 了承
 - 報告 6 校長会主催パークゴルフ大会の開催について 了承
- 第 7 活動計画 平成 30 年 8 月 24 日(金)～9 月 27 日(木)までについて 了承
- 第 8 協議事項
- 協議 1 次回教育委員会議の開催について 承認
- とき：平成 30 年 8 月 27 日(木) 14 時 00 分～
- 第 9 その他
- 第 10 閉 会 午後 3 時 20 分閉会

議事録署名委員

一 原本署名 済 二

議事録作成職員 教育次長 阿部 孝好

第5回定例(7月)教育委員会議出席者名

〔出席委員〕	委 員	宮 川 哲
	委 員	川 谷 常 夫
	委 員	榛 澤 弘 章
	教 育 長	眞 坂 潤 一
〔欠席委員〕	教育長職務代理者	藤 本 霞
〔出席職員〕	教 育 次 長	阿 部 孝 好
	給食センター所長	西 口 亮 一

- 阿部教育次長：はい。すいません、それでは皆さん予定の方が揃いましたので、これより第5回、教育委員会議を始めたいと思います。今日は藤本さん欠席ということで、委員さんは3人で行いたいと思います。それでは開会に当たりまして、教育長よりご挨拶いたします。
- 眞坂教育長：台風の影響で、非常にまた暑さがぶり返した中、お集まりいただいて有難うございます。今、次長の方からお話がありましてとおり、藤本さんが札幌の病院で右手を手術されて、今手術は8月上旬に終わってはいるんですけど、今リハビリの真っ最中ということで、今月25日か26日に一度帰ってくるというお話をされてました。今日は間に合わなくて欠席でございます。今日の議案については9月定例議会に上程する予定の案件、それから議会でこれも一般質問じゃないですね。予算審査特別委員会中で関連質問がありました、スクールバスへの一般住民の混乗という関係の部分。それから道徳教科、小学校は30年度から始まってます。来年度から中学校が始まるということで教科書の採択の部分の審議ということで、それからもう1つ、全国学力学習状況調査の町村別結果の掲載に係る同意とこれは昨年同様の内容となっております。それから最後に1件ですね。沖縄県から、こちらで就業の関係でこちらに来て、その方にお子さんがいらしてということで、実は住むのは浜頓別の居住地になるんですけども、働く場所が浅茅野台地ということで浅茅野小学校に入学できないかという事前の問い合わせが入ってきております。その関係の案件全部で5件ですが審議の案件ということでこれからご審議いただきたいと思えます。そのほか報告も6点ほどございます。気温が高くて、蒸し暑い気候ですけれども、長丁場になるかと思えますが、よろしくお願ひしたいと思えます。
- 阿部教育次長：はい。続きまして『平成30年度第4回議事録の承認』ということで、すいません。作成の方が大変遅くなってしまっていて、多分、お手元に届いたのが一昨日か昨日だったかと思うんですけども、申し訳ありませんでした。じっくり見ていただく時間はあまりなかったのかなと思うんですが、内容の関係で大きい修正等、必要な場所は無かったでしょうか。宜しければ署名の方をいただきたいと思えますのでよろしくお願ひいたします。《各委員署名》
- 阿部教育次長：はい。有難うございます。それで4番の『活動報告』、教育長より行います。
- 眞坂教育長：はい。それでは私の方から7月26日から8月23日、本日までの間の事業について報告をさせていただきます。上から、7月26日、この日から村内小学校の夏休みが始まっております。8月の19日までということで、20日から二学期が始まっているところです。ジュニアスイミングスクールを毎年実施しております。今年も稚内の水夢館の指導員に来ていただきまして、村営プールで26日、27日、それから30日、3日間実施をいたしました。大変人気のある事業でたくさんの子供が参加してくれております。3日間で延べ98人参加をいただいております。それから28日土曜日でございます。村民音楽会、これも続けて行っている事業です。

今年で3回目になります。今回は「フルビートパーカッション」打楽器の団体に来ていただいて講演をしていただいております。聴衆は75名というふうになっております。それから29日、日曜日には北海道科学大学と猿払村と連携協定を結んでいる大学。札幌の大学ですけれども、子ども科学教室ということで楽楽心を会場に実施しております。お父さんと子どもさん何組か5、6組だったですかね。集まっていたいただいて、科学の実験。今年はセンサーで音が鳴るような物を作ってお父さんと一緒に作って子ども達楽しんでおりました。それから7月31日です。管内研修センター等連携研修講座ということで宗谷教育局の主権で研修講座が開催されております。それに浅野指導員が出席をしております。それから同日ですが、臨時村議会が招集されて、後ほど報告がありますが教育委員会関係の補正予算も提案されております。その後、議会終了後ですね。議会総務経済常任委員会が開催されてその中で奨学金、高校、大学に通う方への奨学金制度を新たに設置ということで、その条例案について議員さんの方に説明をして、おおむねこの内容でという確認を得たところでございます。それを踏まえて、9月定例議会の方に条例案の提案を考えているところです。それから、8月6日に飛びます。スクールカウンセラー連絡協議会というのが札幌市でありまして、こちらにも浅野教育指導員の方に出席をいただいております。スクールカウンセラー、学校でのカウンセリングが必要なケースというのが非常に増えています。村内の学校においてもやはり増えてきているという状況を踏まえて、教育指導員に研修会へ参加をしていただいております。それから8月8日から10日までの3日間でしたけれども、北海道教育大学の札幌校の学生さん10名と教育大のOBの方、それから猿払の拓心中学校のOGの方も夏に帰ってきておられて、全部で13名の方々が小学生の勉強を見ていただくという機会を今回、3日間行いました。申込人数、23人ということで、昨年よりも多い申し込みがありまして、子供たち大変楽しんで勉強しておりました。それから8月8日に前のALTジョシュアです。7月末で任期が切れました。新たなALTということで後ほど報告事項で、紹介いたします。シャンテルさんという女性の方とエライジャさんという男性の方、お二人のALTを新千歳空港まで担当が迎えに行っております。発令自体は8月9日からということで、1年ずつの契約という形になります。それから8月10日でございます。宗谷教育局の教育支援課長、それから指導主事の方々全部で3名の方が教育委員会を訪問しております。私、それから次長と浅野教育指導員と3人でいろいろ猿払村の状況についての説明、それから学校に関する部分のさまざまなご意見をいただいております。最近にはなかったんですけど、学校の経営計画の細かい部分までかなり突っ込んだチェックがありまして、今年度中に改善できる部分は改善してくださいという強い指導がありました。それから8月13日。色々あったものですがオジョールスキイ村との姉妹村学童交流事業が今年は猿払村からサハリンを訪問するという形で行われております。船がなかなか結論が出ない状況だったものですから、急遽空路、飛行機で新千歳からユジノサハリンスクへ飛んでオジョールスキイ村を訪問しております。教育委員会からは次長が随行で参加をしております。13日から16日までの3泊4日で交流を深めてきております。これも後ほど次長の方から報告があります。それから、8月の20日、全小中学校がこの日から二学期と第2節の始業式が始まりました。それと21日には教頭会議が実施されて、この後報告いたします、教育委員会の事務事業外部評価会議を招集させていただいた中で、その結果を今日報告させていただきます。それと昨日ですけれども、今年は野球少年団がかなり成績がよくて全道大会にこれまで3度出場しております。また、少年団の団員の一人がオール宗谷の一人に選ばれて、今週の土日に千葉市で開催される全国規模の大会に出場する北海道代表としてオール宗谷が出場しますが、その一員として、参加をするということであります。昨日、この団員が村長のところに表敬訪問に参りました。合わせてバトミントン少年団も全道大会が同じ日にありまして、釧路市で開催されますけれども5年生の男子2人、それから女子2人が、頑張ってきますという挨拶に来ておりました。それから本日でございます。今日と明日の2日間です。グランド改良事業の視察ということ

で名寄市他担当係二名と土木の技師一人が視察に出かけました。鬼志別小学校のグラウンドの改修を念頭に、他所の市町村の改修状況等の調査に伺っております。私の報告としては以上でございます。

○阿部教育次長：はい。それでは、5番『審議事項』に移りたいと思います。審議の1番です。『第3回定例村議会(9月)議会の上程案件について』ご審議いただきたいと思います。資料2ということで猿払村奨学資金貸付基金条例、上程する形の内容になりますが、こちらをちょっとご覧いただきたいと思います。前回の教育委員会議の中で、概要の資料ということでこの制度の内容のおおよその部分をご説明させていただいたところかと思っております。一応、条例の形にしまして、教育員会議で承認を得て、来月の議会に提案し、議決を得たいということで考えております。まず条例の内容を掻い摘んで説明させていただきたいと思っております。まず、(設置)という事で第1条なんですけど、この基金を設置すること、また、この基金を使って何をするのかという事なんですけど、この向学心に富んだ学生に対して修学上必要な資金の貸付を行うことにより、ということで有用な人材の育成を計るということを目的としております。まず基金を設置しまして、その基金の運用の中で奨学資金の貸付けを行いたいと考えております。で、この第2条から第6条までの部分につきましては基金の関係の条項になりますので、こちらは他の基金と同様に一般的な事項を定めております。第7条から、運用にあたる奨学資金の貸付けの制度内容にあたる部分です。ご説明させていただきたいと思っております。まず、貸付対象です。だれが対象となるのか、ということなんですけども、学校に在学もしくはこれから入学しようとする方に対し貸付けを行います。保護者ではなく学生本人にお金を貸すという内容になります。条件としましては、この学生の親権者、保護者の方が猿払村に住所を有している方ということで、本人が村民であればもちろん問題はないんですが、進学に伴って住所が変わる場合もあるということで猿払村に住んでいる方のお子さんが対象となるということで捉えていただければよろしいかなと思っております。「心身ともに健全で学力及び資質が優れていると認められるもの」ということで、特段、成績の条件をつけるわけではないんですが一応このイメージとしては、在学する学校長に奨学資金を貸付けるにあたって、問題はありませんというような証明書を書いていただくようなイメージで考えております。やはり素行不良の方ですとか、やっぱりそういう方には奨学金を貸し付けることはそぐわないということも考えられますので、こちらは学校長の署名をもらって、この資質が優れているということが認められる者を対象としたいと考えております。4番はこの「猿払村医療等職員養成に伴う修学資金貸付条例」ページを進めてください。医療等修学資金ということで、主に看護師ですとか保健師の方が在学中に奨学金という形で今もほほうちの村に就業しております、医療従事者の方の多くがこの奨学資金を受けているんですけども、こちらの奨学金も実は高校から受けられるということで、かなり有利な制度になっております。こちらを受けている方については対象としないということで考えております。貸付額ということで第8条になりますが、一応区分として大きく分けると、高校生にあたる16歳から18歳までの方については2万円と短大及び大学にあたる、18歳以上の方については3万円ということで、毎月貸付をするということで定めたいと考えております。で、第9条の貸付条件にあたる部分なんですけど、奨学資金は無利子、無利子の貸し付けを行うということで考えております。貸付期間につきましては、学校の正規の修業年限ということで、高校であれば3年、短大2年、大学4年ということで仮に留年等々で、4年が5年。5年が6年といった場合についても4年間ということで正規の修業年限としたいと考えております。奨学金の貸付が終わって実際に償還が始まる中で、延滞をした場合については延滞利息も徴収するということを定めております。この第5項の部分なんですけども、償還については学校を卒業後1年を経過した後、12年以内ということで前回こちらの部分、当初8年ということで考えていたんですけども返済の金額、なかなか今奨学金の返済が大変であると、奨学金破産というような事態もあるようです。なるべくこう毎月償還の金額を低く設定できるようにということで、この年限を延ばしまして12年と。こちらはもし就業状況によっても5年でも10年でも設定できるようにしたいと

いうことで考えております。奨学生の募集の部分です。第10条ですが、別に定める期間ということで条例可決後、新年度からの貸し付けを想定しまして、年内にはこの募集の段階に入っていきたいと考えております。募集の方法は村のホームページ及び村広報誌または回覧ということで、基本的には村内に在住する保護者、そのお子さんに当たる学生ということになりますので、この2つをもって周知をしたいと考えております。第11条の申請及び決定等なのですが、この奨学金を貸し付けを受ける場合は、連帯保証2人を定めてということを経済条件にしたいと考えております。またページを進めていただいて、決定について申請があった場合の決定についてはこちらの教育委員会の意見を聞き、ということで、この会議の議題として、この方に奨学金を貸し付けてよろしいでしょうかということ教育委員会議の議題とさせていただきます、その意見をもって貸し付けの可否を決定するということで考えております。連帯保証人の部分です。こちら連帯保証人の条件としましては税金その他村に納めるお金の滞納がない方ということを経済条件としたいと考えております。で2人のうち1人は親御さん1名と、もう1人親御さんでない方で、村内に在住する方ということを経済条件としたいと考えております。第13条で貸付の取消し及び繰上償還ということで、一応いろんな事態が想定されますので、貸付を取り消す場合の条件を列記しております。で、またもう1枚めぐっていただいて償還の猶予ということで、奨学金の償還を猶予する条件を設定しました。例えば高校生で、高校在学中に奨学金を借りて大学に進んだ場合ということになった場合は高校で貸付を行った償還についてはその在学中は猶予という形になります。実際に修業がされる段階にあたってということで、償還を開始していただくことになります。また災害その他の事由があれば、それを認めるということで考えております。償還の免除ということで、一応条件として列記しているんですけども、基本的には連帯保証人をつけていただいておきますので、まず本人がこれに該当し又は連帯人も返済不能であると認められる場合についてはこのこちらの償還免除に当たっていくのかなとは思われます。1番最後の附則なのですが、10月1日から施行しということで、議決いただいた後、こちらの条例が、案ではなくて条例という形で施行するにあたり、まず、募集をかけて、そしてこの31年4月以降に貸し付ける奨学金についてということで新年度の学生から対象としたいということで考えております。こちらが先月説明させていただいた奨学金資金制度の内容の条例案という形になります。このような形で、条例を上程したいということで考えております。

○教育委員 : わかりました。

○阿部教育次長 : 前回も話があったかと思うんですけども、例えば村に帰ってきた場合の免除という制度について、関連して一緒に上程される予定にはなっていますが、村に就職をされた場合にこの奨学金もそうですし、他の日本学生機構ですとか色々な奨学金制度も含めて、その奨学金の償還金に対して助成をしますという制度、2本合わせて条例案を上程する予定になっております。村に来て就職してくださいという制度でありますので、こちらをセットで使うことによって、1度外に出ていた学生も帰って来ていただいて就職してくれれば、奨学金の助成もしますよという流れになりますので、相乗効果を図れるのかなということで考えております。このような内容を提案したいと考えております。いかがでしょうか。

○宮川委員 : わかりました。

○阿部教育次長 : 色々経過の中で前回も説明させていただいているところでもありますので内容について、よろしいでしょうか。

○各委員 : はい

○阿部教育次長 : この形で議会に提出したいと考えますのでよろしくお願いいたします。続きまして、審議2番ということで、『猿払村スクールバス運行管理規則の一部を改正する規則の制定について』

○眞坂教育長 : 補正予算は？

○阿部教育次長 : ごめんなさい。そうでした。飛ばしていました。『30年度猿払村一般会計補正予算教育委員会関係について』という案件です。資料3ですね。あとから配った、もう1枚の方と合わせて学校教育部門と社会教育部門と給食センターそれぞれ3部

署から補正予算を提出したいと考えております。まず上から説明をさせていただきます。小学校の補正、ちょっと字が小さくてすいません。見辛いと思うんですけども、学校管理費の修繕料62万6000円ということで、こちらは浜鬼志別小学校の校舎3階部分の展望に展望台的なスペースがあるんですけども、その実は雨漏りがすごくて高所作業車を使って雨漏りをなんとか防ぐ補修を行いたいということで考えております。3の教職員住宅費、その下の中学校費の教職員住宅の工事請負費で同じ額が上がっておりますが、今年小学校の住宅、中学校の住宅1棟ずつ屋根改修を行う予定となっていたんですけども、労務費の高騰及び補修を行う中で煙突部分もちょっと一緒に直したいという部分もありまして、再精査行ったところちょっと計上していた予算では足りなくなって、来ている現状にあります。それで冬までの間に何とか直したいということで今回9月の補正予算を計上したいということで考えております。その下は社会教育費の部分なんですけど、一番の社会教育総務費のこちら消耗品の3万3000円と備品158万4000円ということで、こちらは旧浜猿払小学校の展示を実際に進めていくに当たって、展示のショーケースですとか柵だとか、あと補修ではないですね実際に使用していく中で関連する必要な備品を揃えたいということで考えております。5番保健体育の体育施設費につきましてはスポーツセンターの消防設備改修工事が実は消防の方からの指摘で、自動火災報知器にちょっと不具合が生じてなかなかちょっと直せないでいたんですけども、もうこれは放っておかれないということで159万9000円なんですけど、改修工事を行いたいということで考えております。で、もう1ページが、給食センターの需用費と備品購入費に当たります。こちらは所長の方からお願いします。

○西口所長

：はい。まず修繕料ですけれども、出来上がった食材を搬出それから食べ終わった食器類を搬入する際のシャッターの所にエアーカーテンが付いてるのですが、なにぶん20年ぐらい使っておりますから、故障してしまって今使えない状況で学校給食の衛生管理基準の中でエアーカーテンは出入り口に設置しなさいということになっておりますので、これを早急に取り替えたい部分の修繕です。備品については休憩室のストーブが故障して、見てもらったんですけども部品交換が必要なんですけど、それすらもう20年ぐらい経っているストーブで交換できる部品が無いということで、これから冬期間を控えてですね、取り替えたいというところの備品購入です。以上です。

○阿部教育次長：はい。後、こちらに資料として掲載していないんですけども議会に上程される教育員会関連の予算として実は先ほどの奨学資金の基金の設置ということでそちらの方も財政の方にお任せはしているんですけども、予算としては恐らく1000万か1500万程度、ふるさと寄附金で今貯まっているお金を少し崩させていただいて、この奨学資金の為の別目的の基金を設置するという事で予算が上がる予定となっております。まだそちらの方は確定していないんですけど、次回の報告の中でご説明させていただきたいと思っております。はい。こちらが条例案と補正予算の内容となります。よろしくお願ひいたします補正予算の関係はよろしいでしょうか。

○各委員

：はい。

○阿部教育次長：ありがとうございます。審議2に移ります。『猿払村スクールバス運行管理規則の一部を改正する規則の制定について』ってことで、4番をご覧いただきたいと思っております。先ほど教育長の挨拶にもありました通りスクールバスに一般の方も一緒に乗ってもらう事を進めるために既存の規則を改正しようとするものです。1枚おめくりいただいて、新旧対照表、横型の3枚目をご覧いただきたいと思っております。今のスクールバスの管理規則は実は児童生徒しか乗れない内容となっております。そこにまず第2条の運行目的の中に、ただし、児童生徒の輸送において支障がないと判断される範囲においてということで、あくまでスクールバスの運行の範囲の中で一般の住民の方を乗せることができるということで改めたいと考えております。その下第7条と第8条については特段これといった内容ではないんですけども、ちょっと関連するんで、実は資料8番をご覧いただいた方がよろしいかなと思っております。まずこちらの管理規則でスクールバスに一般住民を乗せるための改正ということになります。そして資料8番の方が実は教育長訓令ですので、一応、決裁は終了はして

るんですけども、関連してちょっとご説明させていただきたいと思います。『猿払村スクールバス混乗事業に関する取扱要綱』ということで、右上の方に資料8と書かれている部分です。こちらが実際に一般の住民の方を乗せるに当たって、基本的な事項をまとめたルールといいますか制度になります。重要な部分を掻い摘んで説明します。沿線に住む方に限るということと、もう1つ乗れる方については猿払村福祉輸送事業条例第4条のところなんです。猿払村福祉輸送事業条例ということで福祉タクシーに乗れる方が65歳以上の方、もしくは身障者手帳など所有している方ということで、実際に自家用車に乗れないですとか交通に不便を感じている方ということになります。こちらと同等としたいということで考えております。お金についてはいただきません。ということで、使用料は無償としたいと考えております。利用の申し込みについては、誰でも好きなように乗れるではなく、申し込みをいただいた方に許可証を交付してということで考えております。許可証を提示していただいて実際に乗っていただくということで考えております。この資料のカラーの資料を付けたのですが、実際にこちら、今お話しした内容も含めて、これを実際に住民周知の資料としたいと考えているんですけども、路線の時刻表等後、申し込みの方法ですとか、あと注意事項ということで、色々細かく記載をさせていただいております。まず行きと帰りだけではどちらもではなく、予約を受ける部分だったり、朝方の時間帯ということもありまして、一般の方も乗れるバスについては、帰りのバスのみとしたいということで考えております。今後もし朝も利用できないかという声が高まれば、こちらの方は検討していかなきゃならないかなと思っております。んですけども、当面は帰りのバス、行きはタクシーですとかなんらかの形で鬼志別に来た方を各地に帰るための足として使っていただくことを想定しております。こちらの、注意事項と書かれている左側の真ん中の部分なんです。こちらがちょっと色々最初はかなり厳しく制限をさせていただく形になります。まず、予約を必ずしてくださいということが1点、あと病院の利用は不可ということで、こちらは病気の感染を防ぎたいということで、病院前も停車降車はできないということになります。乗車できる場所については楽楽心前、バスターミナルとほぼ隣接していますのでバスターミナル前もちょっと一時検討はしたんですけども、何メートル、10、20メートルぐらいしか離れていないところと、場所的にちょっと他のバスと混在してしまう可能性もありますので楽楽心前を乗車場所としたいと考えております。で、学校の休日については当然、スクールバスも走りませんので乗れませんということです。お断りする場合があるということで、吹雪で安全に送り届けることが難しい場合が想定されたりですとか、10名以上のもし予約が入ってしまうと実際に立って乗るといって、座れない可能性が出てきますので、基本的には10名以内ということで一般の方は予約を締め切りたいと考えております。実はこのバス、45人乗りのバスとあと14人乗りのバスもあるんですけどももしこの14人乗りのバスに10名を超える予約が入ってしまうと、実は拓中のバスでもう1台別のバスがあるんですけども、今そちらの2台を併用して使っておりますのでそういった場合は大型のバスに切りかえてということも可能だということで、一応10名としたいと考えております。で、運転手が乗車に当たって介助はできないということを一応条件としてはつけさせていただきたいなと思っております。実際の路線として、この右側の部分に当たります。この路線の沿線の方は利用することができますということで早ければ一応議会の方にもこちらの方をご説明したあとに回覧等で、こちらの資料を村内に周知したいと考えております。すいません。そちら、議題で行くと先になってしまうんですけども、関連するんで、今審議の2番の部分なんですけども、こういった形でスクールバスの一般利用を試験的に開始したいということで考えております。最初の作る段階で言うのもなんなんですけど、条件が厳しすぎるんで、もう少し緩和して欲しいっていうのはもう言われかねないかなとは思っております。ですけども、最初から広げてしまうと問題が起こった時に乗っていた人を乗せられなくするのは、ちょっとやはりまずいかなということで、状況をみながら支障のない範囲で拡大は考えていきたいなと思っております。

○宮川委員　：福祉タクシーは有料だしね。

- 阿部教育次長：タクシーはそうなんです。300円掛かりますし、ただやっぱりタクシー以上に便利になってしまうと、タクシーの利用がバスに集中するということもありますので、本来はタクシーがありますので、スクールバスへの乗車がどうしても必要ではひょっとするとないかも知れないですけど、タクシーの混雑の緩和という事が目的にもありますので、何とかこれでうまく併用されるといいかなとは思っています。
- 宮川委員：10人以上乗ることは減多にないと思うけどね。
- 阿部教育次長：聞いたところによると、浅茅野台地で楽楽心をよく利用される方が7人組らしくそれで最初5人とも思ったんですけど、そうするとちょっと予約を断る場面が想定されるので、余裕ももって10名としました。
- 阿部教育次長：7人いるのであれば10人だとバスの問題はないだろうかということで、先程もお話ししましたが使用する車両の変更で可能だということだったものですから。
- 宮川委員：一回一回予約するのも面倒臭いしね。
- 阿部教育次長：そうですね。予約が面倒だとか、自由に乗せてくれだとか、色々要望は予想されます。申請の状況だとか、運行の状況だとか随時お話しさせていただきたいと思います。こちらよろしいでしょうか。
- 各委員：はい。
- 阿部教育次長：ありがとうございます。続きまして審議の3番になります。『平成31年度使用中学校用「特別の教科 道徳」教科用図書及び「特別の教科 道徳」以外の小学校用教科用図書の採択について』ということで資料5番をご覧ください。まず、こちらが今日、教育委員会で、この教科書でよろしいですよと言った際にこの協議会の会長に提出する書類となっております。一応開いてもらいまして順番が説明と逆になるんですけども左側の部分が小学校用の教科用図書の一覧、の前に、中学校の道徳の教科書、この東京書籍の「新しい道徳」にしたいということと、もう1つ、来年度使う小学校用の教科用図書一覧ということで国語から保健までこちらの教科書を使いたいということで資料がもう1つありました。資料5の2というところで、教育長が出席した教科書採択協議会の中での決定した採択理由がそれぞれ教科ごとに記載をされております。後ろの方にはこの協議会の議事録もついております。小学校の方が道徳以外の小学校用の教科用図書については、一番最後のページのページ数4と書かれているところなんですけども、このような理由をもって、現在使用している教科書と同様とするということで引き続き使用することをご決定いただきたいということで考えております。教育長から補足があればお願いしたいと思えます。
- 眞坂教育長：はい。挨拶の中でお話したとおり、中学校の道徳の教科化というのが来年度からということで、その前の年である30年度で教科書を決めるという作業を行って、小学校の教科書業者さんと同じ業者さん。東京都書籍というところの教科書にしましょうということで会議の中で全会一致で決定をさせていただきました。後、小学校の部分につきましては教育課程が平成32年から新しい教育課程に移行になります。そういうこともあって、32年からは新しい教育課程に沿った新しい教科書を使うことになります。で、今教科書を替えるという事ではなくてですね、31年度中に逆に教科書の採択を行って、32年度に向けた新しい教科書にしましょうという動きがありますので、今回、教科書はそのまま、今まで使っている教科書をそのまま移行しましょうという内容で会議の方は決定しております。
- 宮川委員：教科書って一回決めたら何年間使用するんだっただろうか。
- 阿部教育次長：今の教科書は27年度からですかね。
- 眞坂教育長：28じゃないかな？27か。
- 阿部教育次長：27年度ですね。26年に採択をして、27、8、9、10・・・4年間ですかね。
- 宮川委員：前にも説明を受けた気もするんだけど。
- 阿部教育次長：中学校は今回道徳が新たに教科化になるということで、それだけいま増えた形になっています。
- 眞坂教育長：27年度です。今の教科書は27年度から新しくなっています。本当は31年改訂なんだけど、そのためには今年その改定の会議をしなきゃいけないんですけど新

しく32年度から新しくしなきゃ1年ずれるので、1年の為にもまた新しく教科書を設定する必要ないということで、1年延ばしにしたと。という形です。

○阿部教育次長：よろしいでしょうか。

○榛澤委員：はい。わかりました。

○阿部教育次長：このとおりの内容の結果ということで進めてさせていただきます。続きまして、審議の4番です。『平成30年度全国学力学習状況調査「北海道版結果報告書」への市町村別結果の掲載に係る同意について』ということで資料6番をご覧ください。1枚ものしかないんですけども、今回は猿払村版の結果についてはちょっとまだお見せできる状況まで至っておりませんので、今回の会議の中で猿払村の学力テストの結果小学校このようになりました。中学校このようになりましたという結果を公表することを同意するかしないかというだけの決定をしていただきたいということになります。逆にこの一番下にもあるかと思うんですけども、同意をしない理由を言わないといけないということで、基本的には同意をすることを、教育委員会の中で確認するという事になるかと思えます。基本的には同意しない市町村が居なかったはずですね。

○宮川委員：道教委に出すの？

○阿部教育次長：これは道教委の方に提出します。それで同意したほとんど全ての市町村なるんですけども、市町村別の結果が冊子になって来たり、あとはホームページの方でも掲載されたりということで、昨年の結果は実際に公表されて見れる状況になったのはもう年度末。3月・・・2月、3月ぐらいの本当にもうぎりぎりだったかなと思うんですけども。それよりは1カ月実は今、速いペースで作業しております。次の教育員会議の中では猿払村の4月に行った学力テストの結果がこうでしたというのをお見せできるかと思うんですけども。一応、公表の方法としては、学校別ではなくて村単位。中学校は1つしかないの、学校の結果にはなってしまうんですけども。小学校は4小学校を合わせた結果。中学校は1つの結果ということで、個人が特定されない形を極力とっていきたいということで考えております。こちらにも書いており同意いただければ、公表について同意するということを決めたいと考えております。校長会の方にも一応打診はして同意をすることについて進めていきたいと考えております。あと内容の方が気になるころかなと思えますので、同意するということについては異論はないかなと思えますので

○宮川委員：去年も同じ話をしたよね。個人が特定されない形であれば、良いのではないのでしょうか。

○阿部教育次長：一番少ないところでいくと浅茅野が6年生3人。去年は完全に1人だったので、今年は一人の学校はいなかったはずですね。

○宮川委員：一人の学校がいて、6年生1人ってことだからその子の成績が直接表に出てしまうから。市町村単位であれば。

○阿部教育次長：はい。ありがとうございます。承認いただけたということで進めます。続いては、審議の5番です。『区域外就学願いの承諾について』ということで、資料7番をご覧ください。こちらはですね、仮と書かれており、実はこれ電話で聞き取りした内容から私が作った内容なので、実際に貰ったものではないということをもっと前提にお話をさせていただきたいと思えます。どなたかということなんですけども、就学を希望する児童についてはこの〇〇〇〇さんという、〇〇の方です。ちょっと珍しい苗字の方なんですけども、就学を希望してる学校は、教育長の挨拶にもありましており、浅茅野小学校と現在は〇〇市の〇〇小学校に通われております。就学希望日9月5日頃ということで聞いております。で、この理由のところなんですけども、浅茅野台地の〇〇〇という農業法人の方に就業することが決まっているそうです。この家庭は母子家庭ということで、〇〇に住居も一応決まっているそうなんですけども、朝5時に就業のため出勤するという中で子供一人で置くのは心配であると。一緒に職場に連れて行ってこの職場の〇〇さんの自宅もしくは牛舎の中に休憩スペースもあるらしいんですけども、そちらから学校に通わせたいということのようです。牧場主の〇〇さんの方にも電話で私はお話しもしたんですけども、協力はしますということで聞き取りは出来ております。その一人にさせ

で、同じく、ポーダイ・エライジャ・ウィルソンということでこちら、男性の方で今度の土曜日明後日に奥さんが来る予定なんですけど、ちょっと飛行機ちゃんと飛ぶのかなというのも心配しています。

○宮川委員 : そうだそうだ、台風だもんね。

○阿部教育次長 : 2人の呼び方としては、「シャンテル」と「エライジャ」ということで呼んでおります。エライジャの方が妻帯者ということで奥さんが居ると。

○宮川委員 : 国どこなの？

○阿部教育次長 : アメリカですね。

○宮川委員 : 2人とも？この間盆踊りの時に会ったけど

○阿部教育次長 : はい。よろしく願いいたします。報告2番、先ほど終わりましたので、報告の3番、『臨時議会の結果について』ということで資料9になります。こちら、補助金の増額の予算計上を行っていたんですけども、原案どおり可決となっておりますので、ご報告したいと思います。続いて、報告の4番に移りたいと思います。『平成29年度猿払村教育委員会事務事業の点検及評価について』ということで、資料10番、こちらちょっと厚い資料になっております。一昨日、21日に外部評価委員会ということで浜猿払の庄崎裕史さんを新たに外部評価委員として委嘱させていただいております。でも1名は中山博一さんということで、2名の外部評価委員さんに前回の教育委員会議の中で説明させていただいたこの事務事業点検評価をお2方に見ていただいて、この外部評価ということで右側の欄のご意見をいただいております。基本的にはこの赤字で書いてところが評価委員会の中で個別にこの事業については云々ということで、いただいた意見となっております。その黒の部分については、基本的には説明はしたんですけども、意見としては触れられなかった部分なのでそちらについては内部評価を追認いただいたということで、そのような内容にさせていただいております。で、庄崎さんも長らく校長先生だったりとか今も特別支援の関係で障害者の「ななかまどの会」携わったりということで、そちらの方はやっぱり識見もありましたので、かなり赤がいっぱいあるということで厳しい意見をいただいております。逆に悪い評価をもっとこれAで充分いいんじゃない？という事もあったんですけども、BをCに下げられたりというのもありましたので、成果は出てないよという所も言われております。8ページ目に総括ということでコメントもいただいておりますので。こちらの方は教育委員会の私共も当然外部評価委員会中には入っておりましたので直接聞いておりますし、学校の方にも、この報告書についてはをバックをしてこのようなご意見いただいておりますので、是非取り組んでいただきたいということを今後お話ししていきたいと思っております。こちらを前回配りました報告書の評価の部分今回の資料に差しかえて、9月の議会に提出したいということで考えております。こちらはじっくり見ていただきたいと思っております。続けたいと思っております。次は報告の5番ですね。『オジョールスキイ村学童交流事業の終了について』ということで資料11番ということで、すいません。新聞の切り抜きで申し訳ありません。報告書の方を実は今作成中なので出来上がったら、報告書の方はお配りしたいと考えております。ちょうどこの8月18日の日刊宗谷の記事なんですけども、私が取材を受けてお話しした内容ですので、この中にほぼ向こうでの行程がまとめられておりますので、向こうの方では8月13日はもうほんとに移動しただけだったんですけども、14日の2日目に向こうの学校を訪問しまして、お互いの文化の発表の後、スポーツ交流、文化交流ということで、夜は食事後はダンスということで中学生たちが交流してきております。で3日目については、ユジノサハリンスクということで、都市部の見学ということで午前中は遊園地だったり、博物館等も見学して、また夜にはオジョールスキイ村に移動して、今年の特徴としてはマトリョーシカの色塗りをしてました。外側の1番大きな部分の色塗りだけだったんですけども、何も書かれていない。無垢の木のマトリョーシカに着色をするという作業を行っています。で、4日目にまた、ユジノサハリンスク空港から新千歳空港に戻って夜中の11時に、こちらの方に帰って来たという内容になっております。で、怪我だったり具合が悪くなる生徒もおりませんでしたので、何とか無事にこの行程を過ごすことができたのかなというところと、今回女の

子を10人ということだったので心配はあったんですけども積極的な10人だったので交流事態はもう例年以上に楽しんでいた様子がありました。男子はもっと積極的に来てほしいなと思うんですけども、向こうの子もそうですね。男の子よりか女の子の方が積極的で、こちらに男の子がいないというのもあったのかなと思うんですけど、こういう時は女の子がやっぱり前にどんどん出てきますし、大体この向こうの方すごく民族舞踊だったり歌とかがすごいいろんな出し物を見せてくれるんですけど、そちらの発表する子も、ほとんど女の子なんですね。10人居たら、全部で10人いたらそのうち男の子1人、2人とかというそれくらいの割合で発表する場面も女の子中心という様子が見えました。やはり私今回3回目の子どもの引率をしたんですけども、やっぱり船がいいなというのを実感しております。新千歳が遠くてまた、空港の中もごった返してて本当に大変でした。

○宮川委員 : 国際線すごいんだよね。混んでね。すごいだもん。ほんとに。

○阿部教育次長 : はい。稚内からひゅっといけるといえるのをこんなにすばらしい事なんだなというのを改めて実感したところです。また時期もお盆だったので、国際線の帰りの税関は、今日中に帰れるのかなというくらいあの広いフロアに中国、台湾の方が。

○宮川委員 : 発着時間重なっているからね。

○阿部教育次長 : ちょうど韓国便とぶつかって荷物が全然出てこなかったんです。税関の方はカウンターが10個ぐらいあって、宮川さんもご存知だと思うのですが、日本人カウンターは2つぐらいあって、そちらの方で並んでしまえば早かったんですけどもう、もうここには来たくないなって思いました。

○宮川委員 : 最初の頃、出来た頃はね、便数多くなかったから全然なんでもなかった。休憩する場所もあったし、今はもう出発ロビーは休憩する場所がないから椅子全部取っ払われて、出発するまで並ぶんだもん。搭乗手続きまで。

○阿部教育次長 : そうでした。全く椅子なくて、これどこで休憩すればいいんだろうと。最初渋滞の予測があったので、出発時間1時間早めて6時半に行ったんですけど、全然渋滞しないですんなり着いちゃったんですよ。それで出発時間まで3時間ぐらいあったんですけど、窓の段差のあるところに、座って待つしかなくて、国際線フロアは本当に休憩できるソファが1個もなくて。

○宮川委員 : 昔はいっぱいあったんだよ。

○阿部教育次長 : 見渡す限りの中国人っていうか、観光客……。また報告集が出来上がりましたらご報告したいと思います。はい。報告の6番です。『校長会主催のパークゴルフ大会の開催について』ということで、昨年から流れ放しなんですけど、9月に予定されてたパークゴルフ大会を是非実施しましょうということで、22日にやりましょうということでご案内が来ております。また確認はさせていただきたいと思いますので、榛澤さんはパークゴルフはやられますか？

○榛澤委員 : お彼岸ですね。だめですね。

○阿部教育次長 : 実は私も、何年ぶりかなっていう位になるんですけど、スティックは嫁の実家の義母に借りて用意はしてあるんですけど、昨年から続けて3回流れていますので。またご案内したいと思います。はい。それでは最後になります。第7の『活動計画』ということで資料の13番をご覧頂きたいと思います。8月24日から次回予定の9月27日までの今把握してる予定をまとめたものとなっております。主なものだけお伝えしたいと思います。9月1日です。土曜日。役場の交流センターを会場に、平成30年度の子育て講演会と猿払村連合PTAの共催ということで絵本作家の宮西達也さんの講演会が15時半から行われますので、ぜひ時間が、都合がつかましたら、ご参加いただければと思います。はい。来月はちょっとまだ確定している予定が少なくてこの程度だったんですけど、9月12日に定例村議会ということで先ほどの条例案と補正予算を提出する議会が12・13・14日ということで3日間を会期として行われます。で、事業としましては、9月26日に今年度で行くと第2回目の開催となります。秋の体力測定会ということで、実際に年齢、体力年齢を測定しましょうということで、単に測定だけではなく運動のきっかけづくりをしていただくということで、今年は年3回計画しているうちの2回目になります。是非ご自身の体力年齢を測定するいい機会になりますので、ご参加をいただければ

と思います。で、9月27日木曜日を次回の定例教育委員会議の予定とさせていただきたいと思います。で、8番の『協議事項』ということで、この次回の教育委員会議について9月27日ということで予定させていただいてよろしいでしょうか。

○宮川委員 : 私は大丈夫だと思います。

○榛澤委員 : はい。

○阿部教育次長 : 次回は、多分藤本さんが戻ってこられると思いますので、次回は27日ということで、ご案内させていただきたいと思います。『その他』ということで皆さんからありましたら特によろしかったでしょうか。教育長からは何かありますか？

○眞坂教育長 : あの、藤本さん入院手術ということで、教育委員の互助会の方からお見舞いをお渡ししてますので、事後になりましたがご報告させていただきます。

○阿部教育次長 : ほか、無ければ以上で第5回猿払村教育委員会議を終了したいと思います。ありがとうございました。

《終了》

